

# 委員提出資料

## 目 次

- 太田委員提出資料 . . . P. 1
- 駒崎委員提出資料 . . . P. 2
- 大川委員提出資料 . . . P. 5
- 木村委員提出資料 . . . P. 7



## 意見書

### 利用者支援サービスの質的確保について

待機児童解消に向けて保育コンシェルジュの設置など、保育を希望する保護者の相談体制の充実化を加速いただいております。一方で、保育を取り巻く状況は刻々と変化しており、「支援者によらない」提供サービスのバラツキを解消する必要があると考えます。バラツキの解消を通じて、保護者側には保育所が決まる満足、支援者側にはマッチングできる働きがい生まれることを期待します。

そこで以下2点をご提案差し上げます。

#### 1. 支援者側の情報共有の促進

保護者側は、例えば隣町の例を挙げて相談したり、インターネットや口コミで入手した情報を基に相談に来るケースも多くあります。そのような場合、支援者側が市区町村や個人的な担当範囲に限定した情報提案に留まると、それ以上は進まないことも危惧されます。

その対策として、子育て支援員研修等も設置されているとは思いますが、さらなる情報提供の質的確保に向けて、市区町村や自分の担当範囲を超えた情報をタイムリーに共有できる事例検討などの勉強会開催の促進のご検討をお願い申し上げます。

#### 2. 提供知識、提供情報のタイムリーなアップデート

研修等で熱心に知識・情報の更新に励んでいらっしゃる支援者から相談を受ける保護者が満足するケースも多く存在します。一方で、保育をとりまく状況は刻々と変化を続けるため、インターネットやパンフレットには掲載されていない生の情報や、保護者のニーズに合わせた情報も的確に提供いただけると、より双方の満足に繋がるのではと期待します。

保護者の質問やニーズは相談当初から明確でないケースも多くあります。また、保護者側の働き方や保育に対する考えも多様化しているため、例えば土日勤務の保護者もいれば、認可保育所以外は知識がない保護者もいます。本来の寄り添い型、かつ「保育所が決まる」のコンシェルジュ機能が発揮されるためにも、最新の情報共有の促進のご検討をお願いいたします。

保護者側、支援者側、ともに満足・やりがいに繋がるサービスの充実を願っています。

以上

2017年1月17日  
子ども・子育て会議 御中

NPO 法人 全国小規模保育協議会 理事長  
(財) 日本病児保育協会 理事長  
日本医療的ケア児者支援協議会 事務局長  
認定NPO 法人フローレンス 代表理事  
駒崎弘樹

## 意見書

### ◎保育園「配給制」から「指定制」へ

- ・昨年は**待機児童が最高値を記録**しました。待機児童が生まれるのは、ニーズに応じた機動的な供給ができないため。それは、実は保育園制度の構造が由来しています。
- ・保育園に入りたい時、どこに行くでしょうか。そう、自治体の役所です。役所の保育課が、あなたはこの園、君はあっちの園、と振り分けます。保育園が足りなければ、自治体が保育園を運営する事業者を公募して募ります。「このくらい必要になるはずだから、このくらい作ろう」というのも、自治体が意思決定します。
- ・この仕組みは**認可制と言われますが、正に「配給」**です。行政が計画し、行政が仕入れて、行政が供給するわけです。
- ・供給量が少なくても良かった時代には、こうした計画経済的なアプローチは有効なのですが、**大量に機動的に供給しなくてはいけない時には、全く向いていません。**
- ・厚労省としても、以前より「措置から契約へ」という流れを進めてきていますが、認可制は契約でありつつ、措置的な要素を色濃く残す制度となっています
- ・一方、「福祉だから仕方がない」という意見もあります。しかし、医療は役所にあっせんしてもらいませぬし、介護も直接デイケアセンターに連絡を入れます。
- ・医療や介護も「指定制」と言って、**参入ルールはありつつも、供給は事業者の裁量に任されています。**よって、公金が入りつつも、ニーズに合わせて供給を増やしていけるのです。福祉だから配給制でなくてはいけない、というわけではないのです。
- ・待機児童対策の本丸は、「**配給制から指定制へ**」という**保育構造改革**です。幼児教育無償化によって認可外保育所も含めて無償化するタイミングで、指定制へと切り替えていくべきです。

## ◎処遇改善Ⅱが全く小規模認可保育所に合っていない問題

- ・処遇改善Ⅱは全産業平均から月額で約9万円低い、保育士の給与を向上させる上で非常に重要な制度です
- ・しかし、それが認可保育所を基に制度設計しており、小規模保育に非常に適用しづらい制度になってしまっています
- ・例えば、「副主任という制度を置き、4万円を上乗せしなくてはならない」という部分ですが、保育士がたくさんいる大規模園であれば不自然ではありませんが、施設長を除き4人で12人の子どもを保育する小規模保育所では、非常に不自然な職位を置かなくてはならなくなります
- ・4人を主任・副主任・職務分野別リーダー・若手リーダーにすると、全員役職者で、一体何をリードしているのか全く分からなくなります
- ・内閣府は「柔軟な配分」が可能である、と言っていますが、自治体に落ちていくと全く柔軟にはなっておらず、例えば豊島区の小規模保育所では、1つの事業者も処遇改善Ⅱを実施できていない状況です
- ・こうした状況に鑑み、小規模な施設においては、副主任でなくても、例えば主任に4万円上乗せし、後は他の一般スタッフに配分できるような仕組みが取れるよう、通知などを発出してください

## ◎企業主導型保育で弾力化を認めてください

- ・全国小規模保育協議会に加入している企業主導型保育園で、社会的養護が必要な家庭のケースがありました
- ・その家庭には、通園児の他に兄弟があり、すぐにでも保育が必要な状況がありました
- ・しかし、定員数はいっぱいに預かっていて、市役所にも相談したのですが近隣園では全く空きがない状態でした
- ・子どもの安全を優先し、企業主導型の定員を超える形でお預かりを行い、その間に市役所や保健センターと繋ぎ、家庭支援を行なっていくようなソーシャルワークを実行しました
- ・結果として、定員数を越えた預かりとなり、単価が下がり、収入は大きくダウンしました

- ・企業主導型保育は確かに待機児童問題の解決を目的に作られた制度ではありますが、セーフティネットとしても機能し得ます。その際に、弾力化が認められなければ減算されるため、子どもを助けることにブレーキがかかってしまいます

- ・結果として、制度的に子どもを見殺しにするようなことになってしまいます。ぜひ、企業主導型保育でも、弾力化を認めてください

## ◎ マルトリートメント発見装置である一時保育の単価が低すぎる件

- ・一時保育は、ふだん保育所等と接点の無い在宅子育て家庭との接点を持てる、大切なコンタクトポイントです

- ・在宅子育て家庭は、保育園児等と異なり、社会からの目が入りづらく、不適切養育（マルトリートメント）や困難を抱えていた場合でも、周囲や社会が気づきづらい状況があります

- ・一時保育は、そうした在宅子育て家庭の抱える悩みや困難をキャッチできる、マルトリートメントや課題を発見できる社会装置としての役割を果たし、社会資源と繋げていくソーシャルワーク基地になりうる可能性が十分あります

- ・一方で、一時保育の補助額は非常に低く、単独での運営は成り立たない場合が多く、多くは保育所部分の剰余を一時保育に振り向けている状況です

- ・例えば世田谷区の「ほっとステイ」は7人定員、施設長設置し、保育士2人常設で、年間447万円の補助です。

- ・施設型給付や地域型給付だけでなく、子ども子育て支援事業の中の一時保育についても、しっかりと目を向け、広がっていきけるだけの補助金設定にしていただけることを、強く要望します

以上

# 1. 病児保育施設勤務保育士の給与 全国病児保育協議会 平成29年3月調査

クリニック併設型：平均225千円

保育所型：平均229千円

単独型：200千円

乳児院型：530千円

であり保育所勤務保育士に比べて3万円以上の差がついています。病児保育での資料は全保育者を対象としており、主任格の熟練した保育士ではさらに差が広がっております。平成29年度の待遇改善、さらに平成30年度の待遇改善策を考えるとその差は10万程度に広がる恐れがあります。そのため病児保育に勤務する保育士を確保するためには各施設負担のk人件費の増額となり、赤字幅は増大する危険があります。施設に対する助成金が増額されるとのことですが、その増額分により補填しても足りないと考えられます。その解決策として病児保育事業も地域子ども子育て支援法定13事業から分離し、保育事業として認めていただきたい。

# 2. 病児保育をするうえで保育士は保育学を学んだ上に保育看護を学ぶことが必要です。保育看護学を学び、病児保育に受持する保育士に対して病児保育手当の新設を望みます。

# 3. 病児保育は病気の子どもに最適な環境を与えるとともに保育所と同じく幼児の健全な育成にあたっております。幼児教育の無償化がなされるときは、保育士が専用の施設で行う病児保育もその対象とされることを要望いたします。

病児保育施設勤務者給与（全国病児保育協議会調べ、平成29年3月集計）

施設類型	医療型			常勤			非常勤								
	（医院併設、病院併設）	保育士 人数	月給	看護士 人数	月給	勤続年数 平均	人数	月給	その他 人数	月給	看護士 人数	月給	その他 人数	月給	
個数		174	155	160	157	135	143	96	36	149	127	75	97	38	
平均		1.99	225,581	5.35	0.93	337,387	6.37	0.44	349,694	1.65	138,228	0.66	238,151	0.44	117,949
標準偏差		1.47	138,181	4.97	0.90	488,819	5.72	0.87	894,059	1.59	93,193	0.84	355,729	0.91	85,803

施設類型	保育所型			非常勤			その他								
	常勤	保育士 人数	月給	看護士 人数	月給	勤続年数 平均	人数	月給	その他 人数	月給	看護士 人数	月給	その他 人数	月給	
個数		27	23	28	31	29	33	17	6	19	11	13	14	3	
平均		2.363	229,753	6.5	1.09	298,355	6.952	0.6588	149,416	1.1947	148,409	0.7574	231,774	0.2143	141,878
標準偏差		4.588	133,994	6.796	0.54	154,434	5.706	1.3148	157,825	1.8745	105,654	1.0065	177,869	0.4258	50,079

施設類型	単独型			非常勤			その他								
	常勤	保育士 人数	月給	看護士 人数	月給	勤続年数 平均	人数	月給	その他 人数	月給	看護士 人数	月給	その他 人数	月給	
個数		11	9	10	13	11	12	5	2	13	11	9	8	4	
平均		1.591	200,710	4.43	0.92	362,702	6.558	0.8	145,833	1.6327	148,659	0.8364	116,632	0.55	58,270
標準偏差		1.357	139,131	4.1075	0.49	308,636	4.123	1.0954	29,463	1.9945	167,263	0.6878	89,935	0.7309	43,685

施設類型	乳児院型			非常勤			その他							
	常勤	保育士 人数	月給	看護士 人数	月給	勤続年数 平均	人数	月給	その他 人数	月給	看護士 人数	月給	その他 人数	月給
個数		10	9	10	10	9	10	2	0	4	3	5	4	2
平均		1.24	530,807	9.1	1	390,677	9.52	0	0.7	113,827	1	184,530	0.5	81,500
標準偏差		0.698	712,132	10.567	0	130,089	7.642	0	0.469	38,657	0.8246	79,424	0.7071	



# 意見書

一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会  
会長 木村 義恭

公定価格に関する議論の整理をして頂き感謝申し上げます。その中で下記の点について更なる検討をお願い致します。

## ○ 教育・保育の質の向上

・処遇改善等加算Ⅱについては現在、加算要件等を各施設で実施されているが職員採用やキャリアアップの仕組み等は法人で行っており、複数の施設を設置する法人においては職員の処遇改善を図るために負担が大きくなっている。その為処遇改善Ⅱにおいては法人内で対応出来るよう柔軟な仕組みへ改善をお願い致します。

・保育の質の「見える化」については保育の質とは何か、その定義を定め今後も継続的に議論されるようお願い致します。

## ○ 企業主導型保育事業の充実に向けて

・平成30年度も残り2か月ほどとなっていますが、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱについて、いつどこに・どのような形で申請し年度内に職員に支給できるのか、その見通しを示して頂きたい。現在11月分が審査中であり、処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを年度以内に実施することは不可能に近いのではないかと危惧しています。

## ○ 幼児教育の無償化の現状について

・幼児教育の無償化の現状についてご報告をお願いしたい。  
・幼稚園・保育所・認定こども園には就学前の施設として多子世帯の負担軽減策があるが、企業主導型保育事業では取られていないが現状である。今後幼児教育の無償化の実施の際には企業主導型保育事業も対象となるのかお聞かせください。

## ○ 幼稚園での2歳児受け入れについて

・待機児童解消のために幼稚園で2歳児を受け入れる仕組みが4月よりはじまるが、改めて実施にあたっては待機児童のいる市町村においてであることを確認したい。

以上